

奈良市公報

第 278 号

平成24年3月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市子ども手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 2
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 2
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 3
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出…………… 3
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 4
- 森林整備計画の公衆縦覧…………… 4
- 予防接種の実施の一部改正…………… 4
- 道路の位置指定（2件）…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定…………… 5
- 道路の位置指定…………… 5
- 住居番号の設定…………… 6
- 住民票の職権消除…………… 6
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事業者の指定…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 放置自転車等の処分…………… 6
- 差押解除通知書の公示送達…………… 6
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 7
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 7
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 7
- 予防接種の実施の一部改正…………… 7
- 差押調書謄本及び配当計算書の公示送達…………… 7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 8

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 8
- 住民監査請求に係る監査結果…………… 9

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事業者からの事業の廃止の届出…………… 12

- 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定（2件）…………… 12

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 12

選 挙 管 理 委 員 会

- 奈良市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧…………… 13
- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 13
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 13

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 13

正 誤

- 正誤表…………… 14

規 則

奈良市子ども手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第6号

奈良市子ども手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則

奈良市子ども手当の支払日に関する規則（平成22年奈良市規則第53号）の一部を次のように改正する。

「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づく子ども手当の支払日については、この規則による改正後の奈良市子ども手当の支払日に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（平成24年2月13日揭示済）

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年2月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第7号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号イ(㉔)中「(平成22年法律第19号)」の次に「又は平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成24年2月13日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第8号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第19条第4号中「国民健康保険料、介護保険料、保育料、下水道受益者負担金、農業集落排水事業分担金及び市税」

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
東登美ヶ丘幹線-38	奈良市押熊町1593-2	奈良市押熊町1587-2
五条幹線-228	奈良市七条東町305-1	奈良市七条東町305-1
五条幹線-229	奈良市七条東町305-1	奈良市七条東町305-1
五条幹線-230	奈良市七条東町315-2	奈良市七条東町305-1
油阪幹線-17	奈良市油阪地方町8-3	奈良市三条町481-1
油阪幹線-18	奈良市三条町499-3	奈良市三条町489-4
油阪幹線-19	奈良市油阪地方町9-2	奈良市三条町481-2
油阪幹線-20	奈良市三条町499-2	奈良市三条町489-2
都跡幹線-332	奈良市法華寺町1281	奈良市法華寺町1280-2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成24年2月1日揭示済)

奈良市告示第54号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年2月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
河川改修工事（別所町地内・打滝川）ほか7件（各工

を「未収債権」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成24年2月13日揭示済)

告 示

奈良市告示第53号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成24年2月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年2月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年2月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市押熊町、七条東町、油阪地方町、三条町及び法華寺町の各一部

- 事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
 - (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年2月1日掲示済)

奈良市告示第55号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年2月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 特別史跡・特別名勝 平城京左京三条二坊宮跡庭園保存整備に伴う防災設備工事

(2) 工事場所 奈良市三条大路一丁目609番地の1

(3) 工事期間 契約の日から平成24年3月30日までとする。

(4) 工事概要 消火栓設備工事一式 自動火災報知設備工事一式

(5) 予定価格 18,370千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限基準価格 15,627千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、消防施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果におけ

る消防施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。

(2) 告示日以前において、日本国内で重要文化財・史跡・名勝における本工事と同等規模以上の消防施設工事の施工実績を有する者であること。

(3) 当該工事に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある消防施設工事の監理技術者又は主任技術者を1名以上配置できること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年2月1日から平成24年3月9日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年3月9日 午前9時30分

以下省略

(平成24年2月1日掲示済)

奈良市告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年2月1日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した 施術の 種類	廃止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
寺嶋 大輔		あんま	平成23年 12月31日
祥あんマッサージセンター（寺嶋 大輔）	奈良県奈良市西大寺東町一丁目6-26		
宮澤 弥生		あんま	平成23年 12月31日
祥あんマッサージセンター（宮澤 弥生）	奈良県奈良市西大寺東町一丁目6-26		

(平成24年2月1日掲示済)

奈良市告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年2月1日

奈良市長 仲川 元庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	中谷 順也、 大川 昌、 谷本 幸美	祥あんマッサー ージセンター (中谷 順也、 大川 昌、谷 本 幸美)	奈良県奈良 市西大寺東 町一丁目6 -26	平成24年 1月1日
新	中谷 順也、 大川 昌、 谷本 幸美	祥あんマッサー ージセンター (中谷 順也、 大川 昌、谷 本 幸美)	奈良県奈良 市西大寺栄 町3-23	

(平成24年2月1日揭示済)

奈良市告示第58号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年2月1日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
溝口 義則		あんま	平成24年 1月1日
祥あんマッサー ージセンター(溝 口 義則)	奈良県奈良市西 大寺栄町3-23		
隠木 亜梨沙		あんま	平成24年 1月16日
祥あんマッサー ージセンター(隠 木 亜梨沙)	奈良県奈良市西 大寺栄町3-23		

(平成24年2月1日揭示済)

奈良市告示第59号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の6第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更するため、同法第10条の5第8項の規定により次のとおり公表し当該森林整備計画を公衆の閲覧に供します。

平成24年2月1日

奈良市長 仲川 元庸

閲覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所観光経済部農林課内

(平成24年2月1日揭示済)

奈良市告示第60号

平成23年奈良市告示第210号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成24年2月1日

奈良市長 仲川 元庸

次のよう省略

(平成24年2月1日揭示済)

奈良市告示第61号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成24年2月1日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市大安寺西三丁目185番9の一部
道路の幅員	最大4.05m 最小4.05m
道路の延長	25.51m
指定年月日	平成24年2月1日
指定番号	第23008号

(平成24年2月1日揭示済)

奈良市告示第62号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成24年2月1日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市大安寺西三丁目185番9の一部
道路の幅員	最大4.05m 最小4.05m
道路の延長	22.31m
指定年月日	平成24年2月1日
指定番号	第23009号

(平成24年2月1日揭示済)

奈良市告示第63号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年2月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年2月2日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市都市整備部都市計画室交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成24年2月2日揭示済)

奈良市告示第64号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成24年2月3日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
中澤 雅哉	なかざわ耳鼻咽喉科 医院	奈良市中登美ヶ丘六丁目3番3号 リコラス登美ヶ丘A棟3階	耳鼻咽喉科 (聴覚障害) (平衡機能障害)	平成24年1月26日

(平成24年2月3日揭示済)

奈良市告示第65号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年2月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年2月6日

- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成24年2月6日揭示済)

奈良市告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成24年2月7日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2990100121	奈良市六条二丁目20番67号	あすならホーム西の京多機能ケアホーム	奈良県大和郡山市宮堂町160-7	社会福祉法人協同福祉会 理事長 村城 正	平成24年 2月1日

(平成24年2月7日揭示済)

奈良市告示第67号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5

号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年2月7日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	大和郡山市城南町5番37号
申請者氏名	プレステ株式会社 代表取締役 吉本 剛二
道路の位置	奈良市西大寺野神町一丁目1559番1、1560番1
道路の幅員	最大4.70m 最小4.70m
道路の延長	34.49m
指定年月日	平成24年2月7日
指定番号	第23010号

(平成24年2月7日揭示済)

奈良市告示第68号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年2月7日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成24年2月7日揭示済)

奈良市告示第69号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条例第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成24年2月7日

奈良市長 仲川 元庸

以下省略

(平成24年2月7日揭示済)

奈良市告示第70号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10

条の規定により次のとおり公示します。

平成24年2月8日

奈良市長 仲川 元庸

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社ア ダチ住設	代表取締役 安達 倫弘	奈良県磯城郡田原 本町新町261番地	平成24年 2月8日

(平成24年2月8日揭示済)

奈良市告示第71号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年2月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年2月9日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年2月9日揭示済)

奈良市告示第72号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成24年2月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成24年2月23日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成23年11月1日、同月7日から同月8日まで、同月11日、同月13日、同月15日、同月17日、同月19日、同月21日、同月24日から同月25日まで及び同月29日

(平成24年2月9日揭示済)

奈良市告示第73号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第80条第1項の規

定に基づく差押解除通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年2月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押解除通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成24年2月10日揭示済)

奈良市告示第74号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年2月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年2月11日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年2月13日揭示済)

奈良市告示第75号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年2月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年2月14日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年2月14日揭示済)

奈良市告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定

により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年2月14日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
田中医院	奈良県奈良市中筋町13	平成23年12月10日
宮本歯科医院	奈良県奈良市登美ヶ丘三丁目3-13	平成23年12月14日
木村歯科医院	奈良県奈良市芝辻町二丁目11-7	平成23年11月30日
五条山いくま歯科医院	奈良県奈良市五条西一丁目6-3	平成23年11月30日

(平成24年2月14日揭示済)

奈良市告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年2月14日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
宮本歯科医院	奈良県奈良市登美ヶ丘三丁目3-13	平成23年12月15日

(平成24年2月14日揭示済)

奈良市告示第78号

平成23年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成24年2月14日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成24年2月14日揭示済)

奈良市告示第79号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書謄本、同法第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年2月15日

<p style="text-align: center;">奈良市長 仲川 元 庸</p> <p>1 送達をすべき文書 差押調書謄本、配当計算書</p> <p>2 送達を受けるべき者 省略</p> <p style="text-align: right;">(平成24年2月15日揭示済)</p>	<p>奈良市告示第80号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。</p> <p style="text-align: center;">平成24年2月15日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川 元 庸</p>
---	---

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護事業所 SHARA A	奈良県奈良市東九条町1115番地の16	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年2月1日 平成24年2月1日
株式会社SHARA	奈良県奈良市東九条町1115番地の16		
サエラ薬局 学園前店	奈良県奈良市学園北一丁目9-1パラディ学園前II 5F	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成24年2月1日 平成24年2月1日
有限会社アリス	大阪府大阪市北区西天満6丁目2番3号ユーアイビル		
サエラ薬局 登美ヶ丘店	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3リコラス登美ヶ丘A棟1階	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成24年2月1日 平成24年2月1日
株式会社オーパス	大阪府豊中市寺内2丁目4番1号		

<p style="text-align: center;">(平成24年2月15日揭示済)</p> <p style="text-align: center;">監 査</p> <p>奈良市監査委員告示第1号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。</p> <p>平成24年2月2日</p> <p style="text-align: right;">奈良市監査委員 吉田 肇 同 石原 俊彦 同 大坪 宏通 同 井上 昌弘</p> <p>子ども育成課（旧子育て課分）</p> <p>監査結果公表日 平成23年6月21日（奈良市監査委員告示第12号）</p> <p>措置結果通知日 平成24年1月25日</p>	<p>いるところではあるが、今後も一層の回収努力を要望する。</p> <p>また、過払いを未然に防ぐため、事務の見直しを図られているところではあるが、さらに支給認定事務の適正化を図られたい。</p> <p>うようにした。</p> <p>選挙管理委員会事務局 監査結果公表日 平成22年3月25日（奈良市監査委員告示第6号） 措置結果通知日 平成24年1月24日</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>【監査の結果】</th> <th>【措置の内容】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生費雑入のうち児童手当及び児童扶養手当過払返納金の収入未済については、訪問等による催告を行って</td> <td>過払いを未然に防ぐため、認定については適正支給できよう、書類審査だけでなく、適宜実地調査等も行</td> </tr> </tbody> </table>	【監査の結果】	【措置の内容】	民生費雑入のうち児童手当及び児童扶養手当過払返納金の収入未済については、訪問等による催告を行って	過払いを未然に防ぐため、認定については適正支給できよう、書類審査だけでなく、適宜実地調査等も行	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【監査の結果】</th> <th>【措置の内容】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 選挙会会場設営解体撤去業務委託では、「作業を円滑に進めるため、長年にわたり当業務を手掛け設営解体の手順等を熟知している」という理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第</td> <td>選挙会会場設営解体撤去業務委託及び会議テーブル他（選挙会会場用）賃貸契約については、一連の業務として平成22年7月11日執行の第22回参議院議員通常選挙より、地方自治法施行令第167条第2号に基づき、</td> </tr> </tbody> </table>	【監査の結果】	【措置の内容】	(1) 選挙会会場設営解体撤去業務委託では、「作業を円滑に進めるため、長年にわたり当業務を手掛け設営解体の手順等を熟知している」という理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第	選挙会会場設営解体撤去業務委託及び会議テーブル他（選挙会会場用）賃貸契約については、一連の業務として平成22年7月11日執行の第22回参議院議員通常選挙より、地方自治法施行令第167条第2号に基づき、
【監査の結果】	【措置の内容】								
民生費雑入のうち児童手当及び児童扶養手当過払返納金の収入未済については、訪問等による催告を行って	過払いを未然に防ぐため、認定については適正支給できよう、書類審査だけでなく、適宜実地調査等も行								
【監査の結果】	【措置の内容】								
(1) 選挙会会場設営解体撤去業務委託では、「作業を円滑に進めるため、長年にわたり当業務を手掛け設営解体の手順等を熟知している」という理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第	選挙会会場設営解体撤去業務委託及び会議テーブル他（選挙会会場用）賃貸契約については、一連の業務として平成22年7月11日執行の第22回参議院議員通常選挙より、地方自治法施行令第167条第2号に基づき、								

2号に該当するとして1者と随意契約されていた。

随意契約理由が適正でないので、契約方法を検討されたい。

(2) 会議テーブル他(選挙会会場用)賃貸では、「開票所への物品の配備の手順に熟知している」という理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして1者と随意契約されていた。

随意契約理由が適正でないので、指名競争入札参加資格登録名簿を確認し、複数の業者を選定できれば契約方法を改めるか、あるいは履行可能な業者が1者しかなければ随意契約理由を明確に記載されたい。

指名競争入札を実施し、開票所設営解体撤去等業務委託契約を締結しました。

今後も同様の業務については指名競争入札を実施し、競争性を発揮するようにしてまいります。

め、同月14日に補正書の提出を受けた。

2 監査対象

奈良市都市整備部都市計画室西大寺駅周辺整備事務所

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成24年1月16日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

4 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成23年12月27日、都市整備部長、都市計画室長、西大寺駅周辺整備事務所長に対し事情聴取を行った。

5 請求の要旨(原文のとおり)

平成23年12月7日付け住民監査請求書

・平成23年11月2日、行政文書開示決定に伴い平成23年10月20日付、行政文書開示決定通知書奈整西整第50号に基づく平成23年3月18日起案日、支出負担行為伺書(物品)

負担行為番号142019

使途説明(摘要)鋼管ポール(事業用)

の説明をされた際、現橋本所長が、中西に対し「嘘」の説明を二度、三度目も?

最初の説明は、このポールは建物を撤去し更地になったところの囲いの壊れたところの補修に使用する。

とのことであったので具体的に聴くと「嘘」であった。

二度目の説明は、ガードレールの壊れたところの補修補強に使用する。とのことであったので具体的に聴くと「嘘」であった。

ので私も業を煮やし、何回嘘をついたらいいのかと強く詰問したところ事務所に電話し確認をした後三度目の説明は、鋼管柱は西大寺駅北側の交通道路標識柱(横断歩道)に使用したとの話であった。

しかし、交通道路標識柱は、警察(公安委員会)が設置管理するもので市と言えども無断で設置等は出来ないものと思われたので、具体的に内容を確認するが曖昧な説明であったが、橋本所長は説明できず、再確認をして貰うこととして次回の説明を待つことにした。

三度目の継続説明は、西大寺駅北側の交通道路標識柱(横断歩道)を平城遷都のため移設したが、行事が終わり元の場所に移設が必要となったことから鋼管柱を設置した。

その経過の判る市と警察との協議をした関係書類は一切作成されず残っておらない。又、移設にあたっては、警察管理の元の標識柱を使用すれば移設工事のみで足りる。

市の担当者は、「一番早い方法」として移設工事を済ませるため元の使用できる柱は切断した。との説明である。

「一番早い方法」だけで市の管理物件でないものを切断し、市の費用(消耗品扱い)として適正でない方法での工事に伴う不適切な支出を指摘したい。

(移設後の柱等の管理に関し問題が残ると思料される。)

(平成24年2月2日揭示済)

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成24年2月13日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 大坪 宏通
同 井上 昌弘
奈 監 第 6 号
平成24年2月2日

請求人

奈良市古市町491番地

中西 信彦 様

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 大坪 宏通
同 井上 昌弘

住民監査請求の結果について(通知)

平成23年12月7日付けで提出のあった住民監査請求については同月19日付けで受理し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 住民監査請求書の補正

監査委員は平成23年12月9日付けで請求人に補正を求

行政文書の開示にあたって何故「嘘」を二度三度付かなければいけないのか、現橋本所長の資質を疑い、前任者等の不適切な消耗品としての支出を隠して市民に適正に仕事をしているのですよと言いたいのか、今までにこのような手口及び説明で市の会計課担当者を騙して来たか、職員間の馴れ合いの会計事務処理をしてきたのかとしか思えない。

本当は、別の使途支出をしているのではないか疑わざるを得ない。

三度目継続の説明を百歩譲って本当であるとすれば、行政としての市民にうるさく言われる書類作成等と同等の本件に関する支出しなければならない経過の書類を公開できるものなら出して説明願いたい。

○特に工事状況の移設前及び移設完了後の記録内容の写真

- ・移設前の柱を切断し、その路面の補修した状況
- ・移設後建柱基礎部分の倒れ防止工事の状況
- ・移設後の柱の設置された完成状況

このような状況確認記録は、最低限今後の維持管理上、市が工事をしたのであれば相手方に提出する必要がある書類の一部だと考える。

※その他支出負担行為伺書（物件）においても

- ・緊急用として「朱肉」を大・小を日にちを分けて10個弱購入

～この使途説明も最初は職員が、増員になったのと委員会等の会議に必要であるとの説明であったが、最後の説明は、緊急に必要なことが発生したときのものとしているとの説明であった。（この時も最初から嘘で言い訳をする。その中に退職者がいて入れ替わりがあったからと説明された、真逆退職者が自宅にと言うことはないでしょうね。朱肉で緊急用として貯置きが必要なのか。中西は必要でないと考える。）

- ・鋼管ポールを数回に振り分けして購入

～図面のみを持参し説明されたが、計画的に仕事をしているのであれば工事用として鋼管ポールを購入する中であって、なぜ課長職である所長決裁で3万円以下で措置できる消耗品扱いとして支出したのか疑問である。過去に使用した鋼管ポールを今後を使用する必要があるのではないか。管理台帳もないようである。

- ・標識ロープ（通称トラロープ黄・黒で編まれたものの。）を数回に振り分け名称の記載方法を変えて購入

～状況内容は、上記鋼管ポールと同様である。

しかし違うのは、名称であるが商品名には各メーカーによって違うかも知れないが今回の場合は

ヒヨウシキロープ

ヒヨウシキロープ

標識ロープ

となっている。この使途説明（摘要）欄の名称をカタカナ（幼稚としか言いようがない。敢えて標識をカタ

カナにした理由は）・漢字で数回に分けて購入している。

（このような名称で会計課もオーケー・オーケー通過）
◎これらのことに敢えて意図的などろろを感じざるを得ない。

決裁を通じていずれかの段階でチェック出来るのであるからその担当職員・その役職にある方の資質以前の問題であり職に対する重大な裏切り行為である。市職員に採用されたときの誓約内容に対しても裏切り行為である。

○今回の西大寺駅周辺整備事務所の橋本所長が、市民に対し何故「嘘」の言い訳を繰り返して中西を騙そうとしたのか、所長は自分が決裁をした書類でない「たかが」前任者が押印をした書類開示がなければ廃棄書類という思いなのか。「されど」市民としては、職員の不正不適正に慣れ、周辺の馴れ合いによる無駄な支出行為等の行政を確認する手段としての書類である。

その行為は、適正な公金の支出をしているふりを「認識しながら過失」を装い不適正行為を継続させたことについては責任重大である。

- ・特に市民の知る権利の行政文書開示において、中西に対して所属の長が説明にあたり「嘘」を繰り返した行為は責任重大である。

行政文書開示決裁書類に付いて担当所属長等から説明・確認をし、上司である部長等が決裁押印することから、その課長等部下を指導管理監督する立場にあるにも拘わらず指摘することもせず目を閉じたまま押印等をする行為は同罪である。

過去から中西に対し市職員がする行政行為は、「慣れ・馴れ合いオーケー・オーケー詐欺類似行為」「嘘」をつき中西を「騙そう」としたこの手口は、私自身怒り百倍憤懣やるかたない公言をはばからない気持であることから、職員の降格以上の厳罰で臨んでいただきたい。

- ・憲法で補償された知る権利を、行政文書開示において、都市整備部西大寺駅周辺整備事務所 橋本雄司所長が「嘘」をつき又嘘で固めようとした行為は、中西に対し冒涇した行為であり、市会担当委員会において謝罪を行い文書による結果を頂きたい。
- ・この支出負担行為伺書及び行政文書開示書類等決裁等に拘わった職員は誰もチェック出来ず中西を騙した責任は重大で信用失墜行為であることを追加しておきたい。
- ・支出負担行為額は、鋼管ポール8,190円 他については開示説明時確認済みである。

以上

平成23年12月14日付け補正書

○措置請求の対象者

- ・請求対象者は、本件支出負担行為に関与した各課全職員（会計課監査職員も含む。）及びその職員の上司

本件支出負担行為に關与した各課全職員の不適正行為を情報公開時、現橋本所長は「嘘」を繰り返してまで言って当時の職員を庇おうとした行為も同罪であり一蓮托生である。

○請求する措置

・三度目の説明も当時そのような行為が判る警察との協議書類及び工事をしたという工事前・工事中・工事完成後の経過書類もなくなり、支出した事実のみを残しそのことを「嘘の上塗り」をして固め、情報公開がなければそのまま年を経て葬り去ろうとした行為

もし、交通標識柱切断という行為があるのであれば、担当者及びその上司の指導管理能力の幼稚さ、短絡的な仕事のすすめ方、計画性のない仕事内容、どんぶり勘定で支出し無駄を作り出していることから、切断した職員等に費用の返還・このような行為は重大な犯罪に繋がりがねないところから厳罰を望む

例えば、税を言葉巧みに書類を作成し直接私物化する行為と担当者等が決められた書類を使用し、適正な公金の支出をしている振りを装う行為による一部私物化した出費も、法の適用は変わってもいずれかに流れているのである。

不適正な行為を繰り返して続ければ、それがいつの間にか当たり前になり、その行為が適正だと思ようになる。

○その他支出負担行為伺書(物件)においても

・上記内容と同じ体をなっており、支出の無駄を感じずただ消耗品扱いだから年度末までに予算を執行し、より0に近い状態にしないでと言う行為と消耗品扱いをすればどんなものでもオーケーだと言う考えであるところから、請求対象者及び請求措置も上記内容と同じである。

・朱肉・鋼管ポール・標識ロープの書類にいては、必要であれば調査において対応願いたい。

6 監査対象事項

奈良市が平成23年3月に近鉄大和西大寺駅(以下「西大寺駅」という。)南西側出口付近の平城遷都1300年祭(以下「1300年祭」という。)期間中に使用されていた横断歩道(別図③)等を示す道路南側の交通標識(別図C)(以下「本件交通標識」という。)を現在の場所(別図①)に移動させる際に、標識柱を切断したことにより鋼管ポール(以下「本件鋼管ポール」という。)を購入したことが不当な公金の支出にあたるかどうか。

なお、上記支出の他に請求人が請求対象としている支出については、具体的に示されておらず証拠の提出もされていないため、地方自治法第242条第1項の規定により監査対象外とする。

7 監査の結果

(事実関係)

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 西大寺南区画整理事務所(平成23年度から西大寺駅

周辺整備事務所。以下「西大寺事務所」という。)は平成21年度から平成22年度において、1300年祭に關連した西大寺駅南の道路、歩道等整備工のほか、周辺の整備工事等を行っていた。

(2) 現在、西大寺駅南西側出口付近に横断歩道があり(別図①)、当該横断歩道等を示す交通標識が道路南側に存在する(別図A)。当該横断歩道及び交通標識は、平成21年10月、「平成21年度近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その1)」により、東側に仮設の横断歩道(別図②)及び交通標識(別図B)が設置されたが、それまでは、現在と同じ場所(別図①、A)にあった。

(3) 1300年祭の開催に際し増加が予想される歩行者の安全と利便性の確保のため、平成22年2月に奈良県警察交通規制課(以下「県警交通規制課」という。)、奈良西警察署、特例社団法人平城遷都1300年記念事業協会、近畿日本鉄道(株)及び西大寺事務所による協議が行われ、1300年祭期間中は西大寺駅南西側出口付近の横断歩道を現在の横断歩道の位置の東側に移設することとし、その位置(別図③)の決定がなされた。1300年祭終了後の当該横断歩道の設置場所については県警交通規制課が別途検討することとされ、後の平成22年5月に現在の位置(別図①)に設置するよう指導があった。

(4) 1300年祭は平成22年12月末で終了し、平成23年2月に西大寺事務所は当該横断歩道を「平成22年度近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その1)」の中で県警交通規制課の指示のとおり現在の位置(別図①)に移設した。この横断歩道の移設が比較的近距离であったこともあり、本件交通標識の移設は行わなかった。同工事は同年3月16日にしゅん工した。

(5) 平成23年3月18日に、奈良西警察署から当該横断歩道に近い位置(別図A)に、本件交通標識を早急に移設するよう連絡があった。「平成22年度近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その1)」はすでにしゅん工しており同工事の中で移設の施工をすることができなかつたため、別途、西大寺事務所長専決により同日に8,190円で本件鋼管ポールを発注し、同月22日に納品を受け、同日現品受領・検収し、同月23日に本件鋼管ポールを用いた本件交通標識の移設を行った。

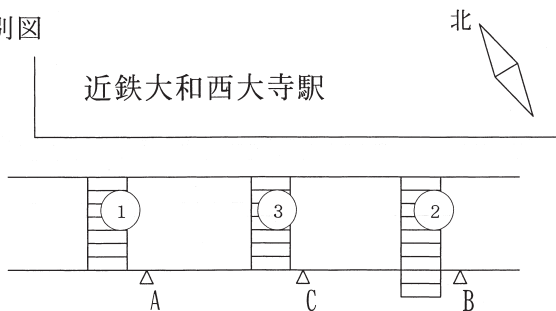
(6) 西大寺事務所の説明によると、本件交通標識の移設に際し、既設の標識柱を再利用するには、地中深く埋設され、コンクリートにより固定された標識柱を掘削しなければならず大変困難な作業となるため、標識柱を地表近くで切断することとしたが、資材業者に鋼管ポールの在庫確認をしたところ、一番長い物で3.5mしかなく時間的に余裕もないためそれを購入することとした。切断した標識柱は通常は廃棄処分されるが、標識設置基準(歩道上の標識の設置基準地上高さ2.5m以上)を確保するためには長さが不足するため、切断し撤去していた標識柱を再利用し溶接により継ぎ足して平成23年3月23日に交通標識を設置した、とのこ

とであった。

(7) 仮に標識柱を切断せずに移設する場合には、標識柱を傷つけずにコンクリート基礎を取り壊すのは困難なため、コンクリート基礎を掘り起こして運搬設置することとなり、工事に要す時間は約1日、経費は約7万円の増加が見込まれる。

(8) 本件鋼管ポールの支出負担行為伺書の作成に際し、物品内訳書欄の鋼管ポールの規格「60.5mm(直径)×3500mm(全長)」を、「φ48.6×2000」と、誤って作成されていた。

別図



※ 本図は、近鉄大和西大寺駅南西側出口付近の横断歩道(①、②、③)及び交通標識(A、B、C)の移設にかかる位置関係を、簡略的に示したものである。

(監査委員の判断)

奈良市が本件交通標識の標識柱を切断し、本件鋼管ポールを購入したことが、不適切な支出であると請求人は主張する。

しかし、移設は奈良西警察署からの、早急に移設するようにとの指示によりなされたものであり、本件交通標識の移設に際し、既設の標識柱を再利用するには、地中深く埋設され、コンクリートにより固定された標識柱を掘削しなければならず大変困難な作業となる。それゆえ標識柱を切断する工法を選択し、別途鋼管ポールを購入する必要が生じた、という西大寺事務所の主張は事実関係(7)の移設にかかる経費等から見ても理解できる。その上、切断された標識柱を本件鋼管ポールに継ぎ足して再利用している。事実関係(8)のとおり入力誤りがあり、その点は今後留意しなければならないが、不当な公金の支出を行い、市に損害を与えた事実は認められない。

よって、本請求は理由がないものと判断し、これを棄却する。

(平成24年2月13日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第2号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年2月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
菊池設備	菊池 正嗣	奈良市神殿町49番地2	平成24年1月27日

(平成24年2月1日揭示済)

奈良市水道局告示第3号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年2月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 菊池設備	代表取締役 菊池 正嗣	奈良市神殿町49番地2	平成24年1月27日

(平成24年2月1日揭示済)

奈良市水道局告示第4号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年2月13日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
水源西条工業所	西条 靖子	奈良市朱雀六丁目13番地の3コンフォート朱雀2B	平成24年2月9日

(平成24年2月13日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第2号

平成24年2月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成24年2月10日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 日 時
平成24年2月16日(木)
午後1時30分から
- 2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成23年度3月補正予算要求について

(2) 紀伊半島大水害に伴う奈良市立高等学校における入学査料等の還付に関する取扱要項について

(3) 平成23年度学校運営協議会の活動状況等について

(4) 平成23年度奈良市立幼稚園修了式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級の卒業式における奈良市教育委員会祝辞等について

議 事

議案第75号 奈良市社会教育委員の委嘱について

議案第76号 奈良市公民館条例の一部改正について

議案第77号 奈良市指定文化財の指定について

議案第78号 奈良市指定文化財の追加指定及び一部解除について

議案第79号 奈良市立図書館協議会条例の一部改正について

議案第80号 平成24年度奈良市立学校の教材使用の承認について

議案第81号 平成24年度奈良市教育目標について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 1月～2月

(2) 学校施設跡地の暫定利用について

傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分までです。定員は5名で定員になり次第、締切させていただきます。

(平成24年2月10日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第1号

平成24年1月1日現在で調製した奈良市農業委員会委員選挙人名簿を、平成24年2月23日から平成24年3月8日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年2月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成24年2月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第2号

平成24年3月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成24年3月3日から平成24年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年2月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成24年2月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第3号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成24年3月3日から平成24年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年2月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成24年2月1日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会平成24年2月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成24年2月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 吉村元志

- 日時
平成24年2月14日(火) 午後1時30分
- 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 審議案件
 - 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第32条第1号に該当する転用の届出について
 - 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定に

よる生産緑地の取得のあっせん結果について
(8) 許可・受理の取消しについて
(平成24年2月7日揭示済)
平成24年1月1日付け奈良市公報第276号

正 誤

ページ	段	行	誤	正
23	左	20	昭和28年奈良市水道局管理規程第4号	昭和57年奈良市水道局管理規程第5号